

令和8年度 第2回北区自治協議会 議事概要

日 時 令和8年6月25日（木） 午後1時30分～午後2時30分

会 場 北地区コミュニティセンター ホール

出席者

坪木委員、諏訪委員、小熊委員、飛鳥井委員、倉島委員、草間委員、佐久間委員、佐藤（茂）委員、小田委員、渡邊（恵）委員、馬委員、近藤委員、小林（湧）委員、吉田委員、小林（幸）委員、藤田委員、遠藤委員、日下委員、大島委員

計 19 人

（欠席：菊地委員、佐藤（康）委員、橋本委員、恩田委員、マルシェフ委員、細井委員、渡邊（悠）委員、小柳委員、高橋委員、野口委員、桜井委員）

事務局等（北区役所関係）

北区長、副区長兼地域総務課長（以下「副区長」）、区民生活課長、健康福祉課長、産業振興課長、建設課長、北出張所長、豊栄地区公民館長、北区教育支援センター長、農業委員会北事務所長、郷土博物館長、北消防署長、地域総務課長補佐2人、地域総務課職員4人

計 18 人

傍聴者 1人

1 開会

坪木会長

皆さん、こんにちは。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

梅雨入りしたようでございますが、今日は30度を超えるという予報も出ております。

体調には十分注意して、皆さんお過ごしいただきたいと思います。

それでは、会議に入らせていただきます。

2 報告事項

（1）「窓口受付時間の変更（試行実施）について」

坪木会長

行政経営課より説明をお願いいたします。

土屋行政経営課長

行政経営課の土屋と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、10月5日からの窓口受付時間の変更につきまして、概要をご説明させていただきます。お手元の報告資料1をご覧ください。

本市では、現在の窓口受付時間は午前8時30分から午後5時30分までとなっていますが、10月5日から午前9時から午後4時30分までとする試行実施を行います。

対象施設は、市役所本庁舎、区役所、出張所などの窓口です。公民館、図書館など、独自の開館時間を定めている施設は対象外です。

裏面のQ&Aに整理しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず1つ目、この取組の背景と目的についてです。

人口減少・少子高齢化により、今後、人的・財政的資源がますます減少していくことが見込まれており、持続可能な市民サービスの提供のためには、業務効率化が不可欠な状況となっています。

また、現在の窓口受付時間は職員の勤務時間よりも長く、窓口の開設準備や事後処理のために勤務時間外に職員を配置する必要がある状況となっています。

このため、窓口受付時間を短縮することで、業務改善のための打合せや協議、点検作業などの時間を確保し、より良い行政サービスの提供につなげることを目的としています。

次に2つ目、市民サービスの低下に対する懸念についてです。

昨年度実施しました窓口利用状況等調査では、約9割の方が午前9時から午後4時30分までの時間帯に来庁されていることが分かりました。

また、住民票や証明書等のコンビニ交付やオンライン申請が拡大するなど、窓口に来庁しなくても手続きができるよう進めているところです。

新サービスへの広報・周知に努められるよう丁寧な広報を行っていくとともに、市民の皆様が窓口に行かなくても利用できるサービスのさらなる充実に取り組んでまいります。

次に3つ目、対象とする業務につきましては、婚姻届など戸籍の届出は現在24時間対応を行っております。

これらの手続きにつきましては、引き続き窓口受付時間外でも対応することとしております。

次に4つ目、試行実施の開始時期につきましては、十分な周知期間を確保するとともに、4月前後は窓口が混み合う時期でありますので、窓口が比較的落ち着いている10月からとしたところです。

最後に、試行実施期間につきましては、1年間で予定しております。

その中で寄せられる市民の皆様の声やご意見も踏まえながら必要な改善を行い、その後の本格実施につなげていきたいと考えております。

持続可能な、より良い行政サービスのため、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、地域における周知につきましても、ご協力いただけますと幸いです。

私からの説明は以上です。

坪木会長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などがありましたら挙手をお願いいたします。

(特になし)

無いようでございますので、この件につきましては以上とさせていただきます。

(2) 令和8年度教育委員会の主な取り組みについて

坪木会長

次に、「令和8年度教育委員会の主な取り組みについて」、教育支援センター及び教育総務課からお願いいたします。

上村教育支援センター長

いつもお世話になっております。北区教育支援センターでございます。

毎年度、自治協議会のお時間をいただきまして、教育委員会の主な取組についてご説明しておりますが、説明に入ります前に、本日、教育支援センターの所管業務についてまとめた資料を配付しております。

当センターは教育委員会の地域の窓口となっておりまして、入学・転校に関することや、支援が必要なお子さんに関するご相談などがございましたら、お問い合わせいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、事前にお配りしております報告資料 2-2「令和 8 年度教育委員会予算概要」をご覧ください。

ページをめくっていただきますと、基本方針 2 の 3 つ目に「公立夜間中学校の設立準備」を主要施策の一つとして位置付けております。

本日は、来年度開校いたします新潟市立夜間中学校について、教育総務課の梅田課長からご説明いたします。

梅田教育総務課長

初めまして。教育総務課長の梅田と申します。

本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

私からは、今年度準備を進め、来年 4 月 1 日に県内で初めてとなる公立夜間中学校についてご説明いたします。

皆様にお配りしております資料は、A4 縦で、1 ページにスライド 2 枚を配置したものです。ページをご案内する際は、左下に小さくスライド番号が記載されておりますので、そちらをご覧ください。

それでは、スライド 2 をご覧ください。

夜間中学校は、義務教育を受けるべき時期に十分な教育を受けることができなかった方々に対して、学習の機会を提供する学校です。学校教育法に基づく中学校ですので、必要な課程を修了した方には中学校卒業資格が与えられます。

現在、全国で 69 校が設置されています。

次に、スライド 3 をご覧ください。

新潟市の現状についてお示ししております。

令和2年国勢調査では、新潟市内で義務教育を修了していない方が約8,700人いらっしゃる事が分かっております。また、不登校により十分な教育を受けられないまま、形式的に中学校を卒業する子どもたちも増えている状況があります。

さらに、外国人住民の数も増えています。

このうち、日本や母国で義務教育を修了していない方がどれくらいいらっしゃるかは把握できておりませんが、全国状況から見ても、夜間中学校での学びを必要とする外国人住民の方が市内にも一定数いらっしゃるものと考えています。

こうした方々に学びの機会を提供したいというのが、夜間中学校設置の目的です。

続いて、スライド4をご覧ください。

本市が設置する夜間中学校の校名は、「新潟市立^{しんせい}新星中学校」です。新潟市立明鏡高等学校の校舎を活用し、令和9年4月に開校いたします。

夜間中学校は専任の校長を配置した単独校として設置し、学校規模は1学年1学級、全学年合わせて20～40名程度を想定しております。

スライド5では、所在地をお示ししております。

続いてスライド6をご覧ください。

入学できる方は、義務教育を受けるべき年齢を過ぎた方のうち、義務教育を修了していない方、または中学校は卒業したものの、不登校や家庭の事情などにより十分な教育を受けることができなかった方です。

国籍は問いません。新潟市にお住まいの方だけでなく、県内の他市町村にお住まいの方についても入学を認める方向で現在調整しております。

続いて、スライド7をご覧ください。

こちらは夜間中学校へ入学される方の想定例を示したものです。

これに限るものではありませんが、ご覧のとおり、さまざまな方の入学を想定しております。

続いて、スライド8をご覧ください。

入学や卒業については、可能な範囲で柔軟に対応したいと考えております。

入学は4月が原則ですが、後期となる10月からの入学も可能とします。

また、1年生からの入学を原則としていますが、例えば中学2年生までは通学できていたという方であれば、2年生から学習を始めることもできるよう対応していきたいと考えております。

続いて、スライド9をご覧ください。

こちらは新星中学校が目指す姿を示しております。

夜間中学校に求められる役割を踏まえ、生徒一人一人の「学びたい」という思いに応え、この学校生活を通して、社会生活がより豊かなものとなるよう願いを込めております。

続いて、スライド10をご覧ください。

授業の流れについてです。授業日数や夏休みなどは昼間の中学校と同様です。

授業は夕方6時頃から9時頃まで、1時限40分の授業を4時限行う予定としております。

続いて、スライド11をご覧ください。

学習内容や評価方法は昼間の中学校と同様で、使用する教科書も同じものを使用します。

ただし、さまざまな生徒の状況に対応する必要があることから、授業時間数は限られます。そのため、学習内容を精選した上で、できるだけゆったりとしたペースで授業を進めていきたいと考えております。

続いて、スライド12をご覧ください。

一部の教科では習熟度別の学習コースを設け、学年に関係なくコースを選べるようにします。小学校から十分に通えなかった方を想定し、小学校の内容から学習できるコースも設置いたします。

また、お仕事をされている方など、さまざまな事情も考えられますので、希望があれば自動的に進級するのではなく、同じ学年・同じコースで学び続けることもできるよう対応していきたいと考えております。

続いて、スライド13をご覧ください。

授業は教員免許を持つ新潟市立学校の教員が担当します。

きめ細かな学習指導を行うため、一部の授業では1クラスを2人の教員で担当することも考えています。

また、生徒の学習を支援するため、市民ボランティアの力もお借りしたいと考えております。詳細は検討中ですが、秋以降に募集を行う予定です。

続いて、スライド 14 をご覧ください。

生徒の皆さんが安心して通学し、安心して授業を受けられるよう、必要な体制を整えてまいります。また、日本語に不安のある生徒への日本語学習支援なども進めていきたいと考えております。

続いて、スライド 15 をご覧ください。

費用についてです。授業料や教科書代はかかりませんが、体験学習などにかかる費用については自己負担となります。

そのほか、制服や給食、通学方法などについては資料のとおりです。

給食がなくて残念というご意見もいただきますが、午後 6 時頃から始まる学校ですので、できるだけ帰宅時間が遅くならないよう、給食の時間は設けません。

なお、途中で軽食や持参したものを食べることは可能としております。

最後に、スライド 16 をご覧ください。

生徒募集は、この秋頃から開始する予定です。

夜間中学校は昼間の中学校とは異なり、何もしなくても自動的に生徒が入学する学校ではありません。

皆様のお近くに夜間中学校について知りたいという方がいらっしゃいましたら、ぜひ新潟市の夜間中学校についてお伝えいただき、詳しいことは教育委員会へお問い合わせいただくようお声がけいただければ幸いです。

資料の説明は以上となります。

なお、これまで市内各地で説明会を開催してまいりました。

6 月 14 日には、市内最後の説明会として北地区公民館で開催し、20 名程度の方にご参加いただきました。

「(現在通っている) 中学校を卒業した後、入学したい」というお声や、70 歳くらいの方で「中学校で十分に学べなかったので説明を聞きに来た」という方もいらっしゃいました。

また、公共施設を中心にチラシを配置したり、国際交流協会や若者支援機関などにも周知をお願いしたりしております。

開校まで1年を切っておりますが一人でも多くの方に情報が届くよう、今後も広報・周知に努めてまいります。

自治協議会委員の皆様にも、お力添えをいただければ幸いです。
どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

坪木会長

ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見、ご質問などがありましたらお願いいたします。

佐藤（茂）委員

私は本業で障がい者の就労支援を行っておりますが、支援させていただいている方の中にも、長い間引きこもりの状態にある方や、中学校を十分に卒業できなかったという方が何人かいらっしゃいます。その背景には、いろいろな事情があり、親御さんとの関係がなかなかうまくいっていないという方もいらっしゃいます。

今回のお話を伺っていて思ったのですが、これからそういった事情で中学校に通えなかった方に対して、私たちのような相談支援に携わる者が、一緒に説明を聞いたり、手続きのお手伝いをしたりすることもあると思います。

本来であれば親御さんが一緒に来られるのが一番良いのかもしれませんが、そうではない場合に、私たちのような支援する立場の者が同行し、手続きなどをお手伝いすることは想定されているのでしょうか。

梅田教育総務課長

ご質問ありがとうございます。
ご本人だけでは難しいという方もいらっしゃると思いますので、そのような支援者の方が一緒に手続きに来ていただいたり、ご相談に来ていただいたりすることは想定しておりますし、ぜひ歓迎したいと考えております。
よろしくお願いいたします。

佐藤（茂）委員

ありがとうございました。

坪木会長

ほかにございますでしょうか。

(特になし)

それでは、この件につきましては以上とさせていただきます。
どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(3) 北区ビジョンまちづくり計画について

坪木会長

続きまして、報告事項 (3) 「北区ビジョンまちづくり計画について」、地域総務課から
お願いいたします。

瀧澤副区長

皆様、お疲れさまです。副区長・地域総務課長の瀧澤でございます。

令和7年度から新たに策定いたしました「北区ビジョンまちづくり計画」では、北区
が目指す4つのまち、「自然の魅力輝くまち」「未来へ続く活力あるまち」「いきいきと
心豊かに暮らせるまち」「安心安全で住みよいまち」の実現に向け、実施計画を2年ご
とに策定し、さまざまな事業を展開しております。

今回は、令和7年度から8年度までの2か年計画の進捗状況についてご報告いたしま
す。それでは、報告資料3「北区ビジョンまちづくり計画（第2次実施計画）」をご覧
ください。

まず、表紙左上の「全体」の表をご覧ください。

全体の事業数は73事業です。

令和7年度の実施状況は、評価A（計画を上回る実績）が6事業、評価B（計画どお
り実施）が59事業、評価C（計画を達成できなかった事業）が8事業となっております。

事業数が73と多いため、本日は評価Cとなった事業と、令和8年度の工程や数値目
標を修正した事業について、いくつか抜粋してご説明いたします。

その後、ご質問、ご意見がございましたら担当課長からお答えいたします。

それでは、2 ページをご覧ください。Ⅰ「自然の魅力輝くまち」です。

まず、事業番号 1「北区水辺大学」をご覧ください。水辺の魅力向上と区への愛着形成を図ることを目的として実施しております。令和 7 年度は新井郷川排水機場見学会を実施し、15 名の方からご参加いただき、好評をいただきました。

一方で、令和 8 年度の工程では、当初「令和 7 年度事業の効果を検証し、箇所付けや内容を決定する」としておりましたが、事業内容を踏まえ、今後実施するかどうかも含めて検討していきたいと考えております。

続きまして、同じく 2 ページ、事業番号 5「 Kitakunaru midori no kashiki kouryaku 」をご覧ください。

海辺の森キャンプ場内にオートサイトを整備するなど、環境整備に取り組み、交流人口の拡大を図りました。令和 7 年度は交流人口 1 万 5,000 人を目標としておりましたが、実績は 1 万 3,714 人でした。

令和 8 年度の数値目標については、これまで海辺の森全体の交流人口としていた指標を、オートサイト整備などの効果をより適切に把握できるよう、キャンプ場利用者数へ変更し、目標を 5,800 人と設定したいと考えております。

続きまして、5 ページをご覧ください。Ⅱ「未来へ続く活力あるまち」です。

事業番号 16「産学官まちなかりノベ事業」をご覧ください。

令和 7 年度は空き家活用に関する事業提案が 3 件ありましたが、いずれも事業化には至りませんでした。引き続き、空き家の解消や新規店舗の開設支援に取り組み、事業化を目指してまいります。

続きまして、12 ページをご覧ください。Ⅲ「いきいきと心豊かに暮らせるまち」です。

事業番号 39「妊娠・子育てほっとステーション体制の構築」についてです。

切れ目のない子育て支援体制の充実・強化を図るため、こども家庭相談員の保育園・小中学校へのアウトリーチ回数を数値目標としておりました。しかし、園長会や小中学校長会での周知や電話での確認が増えたことにより、実際の訪問回数は減少しました。

こうした状況をふまえ、令和８年度についてはこれまで年 92 回としていた数値目標を見直し、年 48 回に変更したいと考えております。

続いて、13 ページをご覧ください。事業番号 44「区教育ミーティングの開催」です。令和８年度からは、全市一斉の教育ミーティングは実施せず、自治協議会からの要望等に応じて、意見交換・懇談を行う形へ変更となりました。

続いて、事業番号 46「家庭の教育力向上を支援する事業」です。令和７年度は、乳児期・幼児期の家庭教育学級に加え、安産教室を開催いたしました。令和８年度も安産教室を実施し、こどもの成長段階に応じた家庭教育事業を継続して実施してまいります。

最後に、18 ページをご覧ください。IV「安心安全で住みよいまち」です。

事業番号 71「避難所運営促進事業」です。新たな避難所運営組織の立ち上げ支援に取り組み、令和７年度は目標の 3 避難所以上を大きく上回る 8 避難所で組織を立ち上げることができました。

その結果、今後立ち上げが可能な避難所が 2 か所となったため、令和８年度の目標については、これまでの「3 避難所以上」から「2 避難所以上」に変更し、引き続き避難所運営組織の立ち上げ支援に取り組んでまいります。

説明は以上です。

坪木会長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(特になし)

それでは、この件につきましては以上といたします。

(4)「令和９年度北区特色ある区づくり予算事業について」

坪木会長

それでは次に進みます。報告事項（４）「令和９年度北区特色ある区づくり予算事業について」、地域総務課からお願いいたします。

瀧澤副区長

引き続き、地域総務課から説明させていただきます。

「令和９年度北区特色ある区づくり予算事業について」です。

報告資料４をご覧ください。

１ページ目に区づくり予算事業の概要を記載しております。

特色ある区づくり予算には２種類ございまして、１つ目が資料左側の「区企画事業」です。区役所が企画・実施する、区内を対象としたソフト事業、またはランニングコストのかからないハード事業です。

企画立案に当たりましては、新潟市区自治協議会条例第７条第１項第３号に基づき、区自治協議会委員の皆様からご意見をいただくものです。

２つ目が、資料右側の「区自治協議会提案事業」です。

地域課題の解決に必要な事業について、自治協議会委員の皆様が主体となって企画・実施するもので、区内を対象としたソフト事業となります。

こちらの提案事業につきましては、基本的に委員の任期である２年間に合わせて実施しており、１年目を調査・研究の年度としております。

令和９年度は、次期第１１期委員の皆様による調査・研究の年度としていただきたいと思いますと考えております。

本市における令和９年度予算編成方針が示されるのはこれからとなりますので、現時点では予算額などを申し上げることはできませんが、参考までに令和８年度予算では、区企画事業と自治協議会提案事業を合わせて２,９００万円となっております。

各事業期間は資料に記載のとおりですが、本日お願いしたいのは、委員の皆様から左側の区企画事業についてアイデアをいただきたいということです。

なお、これから内部で検討を行いますので、お寄せいただいたアイデアにつきましては、検討の結果、取り入れることができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、裏面の 2 ページをご覧ください。

こちらは区づくり予算編成のスケジュールです。左側が自治協議会の予定となっております。

本日の 6 月自治協議会から、区企画事業に関するアイデアの募集を開始いたします。
締め切りは 7 月 31 日（金）とさせていただきます。

お寄せいただいたアイデアにつきましては、8 月の自治協議会で、ご提案いただいた委員の皆様から内容をご説明いただきたいと考えております。
その後、区に寄せられたアイデアなども参考にしながら検討を行い、事業案を作成してまいります。

なお、区企画事業につきましては、防災や福祉に関する事業は、基本的に全庁的に取り組む内容であるため、対象外としております。
そのため、防災・福祉以外のアイデアをお寄せいただきたいと考えております。

ただし、他区では実施できないような地域特性の高い事業につきましては、防災や福祉に関する内容であっても区企画事業の対象となる場合があります。
例えば、秋葉区には石油資源があることから、それを踏まえた防災対策に関する取組など、その地域ならではの事業については対象とすることができます。

その後、区で検討を行い、11 月の自治協議会で令和 9 年度事業の提案状況をご説明する予定です。

さらに、12 月の自治協議会において区づくり予算全体の意見聴取をお願いし、ご承認いただきたいと考えております。
その後、市全体の予算編成が行われ、来年 2 月議会の審議を経て予算が確定する予定です。

なお、資料中の 11 月の欄をご覧くださいと、予算要求とは別に、令和 8 年度区づくり予算事業の実績報告も予定しております。

続きまして、3 ページをご覧ください。

「特色ある区づくり事業のアイデアについて」という様式を添付しております。

こちらの様式を参考に、区企画事業のアイデアをぜひご提案いただきたいと思います。
す。

様式は定めておりますが、この様式によらず任意の書式でも結構です。

令和9年度事業のアイデアをぜひお寄せくださいますようお願いいたします。

提出期限は、先ほど申し上げましたとおり、7月31日（金）までです。

メールまたはFAXなどで地域総務課までご提出いただければと思います。

続きまして、5ページをご覧ください。

5ページ以降は参考資料として、令和8年度各区の区づくり予算一覧を添付しております。
ます。

北区につきましては、5ページから6ページに掲載しております。

昨年12月に議会で説明した資料となります。

なお、区づくり予算一覧のうち、青枠で囲ってある「区長提案」、赤枠で囲ってある
「区づくり」が区企画事業となります。

また、6ページの最後に掲載しておりますのが、令和8年度自治協議会提案事業の概
要です。

各部会60万円ずつ、合計180万円となっております。

7ページ以降は、他区の区づくり予算を参考資料として添付しております。

委員の皆様から、多くのアイデアをお寄せいただければと思いますので、よろしくお
願いいたします。

説明は以上です。

坪木会長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。

（特になし）

それでは、3 ページにありますアイデア募集の締め切りは、7 月 31 日（金）となっておりますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。
どうもありがとうございました。

（5）各部会の会議概要について

坪木会長

次に、各部会の会議概要について、各部会からご説明をお願いします。

佐藤（茂）委員

地域づくり部会の佐藤です。

地域づくり部会では、昨年度から 1 年間をかけて「大学連携による地域活性化事業」に取り組んでおります。

今年度に入りまして、4 月 23 日と 5 月 28 日に部会を開催し、10 月 10 日に予定されております「キテ・ミテ・北区」のイベントを目標とし、それまでに新潟食料農業大学の皆様と共同で取り組んだ成果を形にし、当日発表することを決定しました。

そのため、4 月・5 月の部会では、その目標から逆算しながら内容を検討してまいりました。その中では、学生の皆さんにどのような役割を担っていただき、一緒に活動していくか、また、どのような形で情報発信を行うかについて具体的に協議しました。

その結果、取り組みやすいテーマとして、北区産トマトを使ったカレーのレシピ開発に取り組むこととなり、その準備を進めております。

10 月 10 日のイベントが最終目標ではありますが、その前に、夏休み前後に区内のこども食堂の皆様にもご協力いただき、連携した活動を実施する予定です。

その活動内容も含めて、「キテ・ミテ・北区」で発表する方向で進めております。

本日の部会では、役割分担も含め、さらに詳細な内容を詰めていきたいと考えております。

報告は以上です。

佐久間委員

福祉教育部会です。

4月 は年度初めということで、まず令和7年度の取組を振り返りました。

テーマである「地域における子ども・子育て支援」を改めて確認したうえで、今年度は地域の子育ての現状を把握するためのアンケートを実施し、その結果をもとに、子育て世代の声を届けるリーフレットを作成・配布することを決定しました。

次に、アンケートを実施するイベントについて確認し、当初は3つのイベントを候補としていましたが、その後の調整により、「松浜市場」と「キテ・ミテ・北区」の2つのイベントで実施することとなりました。参加可能な委員でアンケート調査を行います。

回答者については、子育て世代に限らず、こどもから高齢の方まで幅広い世代を対象とし、多くのご意見をいただきたいと思いますと考えております。

また、アンケートの内容についても確認を行いました。

タイトルは、

「あなたの身近な暮らしについて教えてください 安心して暮らせるまちづくりにするために」

と決定しました。

アンケートフォームについては、事務局で作成いただき、問題なく実施できる見込みです。

最後に、回答いただいた方へお渡しする景品についても確認し、皆さんに喜んでいただけるものを用意いたしました。

早速、今週土曜日に実施する予定ですので、お越しの際はぜひ私たちのブースにもお立ち寄りいただき、アンケートにご協力いただければと思います。

以上です。

藤田委員

自然文化部会です。

4月23日に開催した第1回自然文化部会では、スポ GOMI 大会の実施に向けた検討を行いました。

大会の概要や今後のスケジュールについて協議するとともに、参加規模や競技ルール、参加者募集方法などについて検討しました。

また、日本スポ GOMI 財団と連携し、大会の企画・運営に関する支援を受けながら準備を進めることを確認しました。

このほか、悪天候や災害時の対応、学生ボランティアの活用などについて意見交換を行いました。

なお、本日の部会終了後に会場予定地である島見浜海岸の視察を予定しています。以上で、自然文化部会からの報告を終わります。

坪木会長

ありがとうございました。

ただいま3部会から報告がございましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(特になし)

3 その他

坪木会長

それでは次に次第の3「その他」に移ります。

委員の皆さんの方で取り上げたい案件等がございましたらお願いいたします。

佐久間委員

民生委員・児童委員協議会から参加させていただいております佐久間です。

会議の出席状況について、少しこれでいいのかなと思うところがありまして、意見として申し上げたいと思います。

当日に体調が悪くなったり、感染症にかかったり、あるいは仕事の都合など、やむを得ない事情で欠席することは、私自身もあり得ますし、仕方がないことだと思っています。

ただ、連続して欠席される方もいらっしゃいます。

北区民 7 万人の代表として 30 名の委員が選ばれている中で、条例では委員の半数以上の出席で会議を開催できることになっていますが、このような状況でよいのかと感じています。

委員に選任された時点で、会議の日程に継続して都合がつかないのであれば、別の方をお願いするというのも、今後、来期に向けた委員の推薦などが始まる時期ですので、検討する必要があるのではないかと思います。

条例も確認しましたが、第 9 条では委員の半数以上の出席で会議を開催し、議事は出席委員の過半数で決することとなっています。

そうすると、全体の 4 分の 1 の賛成で北区の大事なことを決めてよいのかという思いもありますし、その程度の出席率でよいのかという印象を受けてしまいます。

条例の見直しについては、市の条例ですので市全体に関わることになると思います。今後に向けて検討していただければと思います。

また、委員を選任する段階で、第 4 木曜日の午後はどうしても都合がつかないということであれば、委嘱を見送るといったことも必要なのではないかと思います。意見として申し上げさせていただきました。

余計なことでしたら申し訳ありませんが、大事な協議会だと思っておりますので、発言させていただきました。
よろしくお願いいたします。

坪木会長

ご意見として承りました。

そのような方がいらっしゃることは承知しておりますので、今後、検討させていただきたいと思います。

事務局から何かございましたらよろしくお願いいたします。

事務局より連絡（省略）

（第 20 回北区展および大学連携事業「キタクなる講座」について）

坪木会長

他ありますでしょうか。

（特になし）

それでは、ないようであれば、私の方から来月の会議の開催について提案がございます。

自治協議会条例第 8 条によりますと、会議の招集は会長が行うこととなっております。

令和 8 年度の第 3 回、7 月の自治協議会は、当初 7 月 23 日（木曜日）に開催予定となっておりますが、現時点で審議事項や報告事項など、協議いただく案件の予定がないとのことです。

そのため、7 月の全体会は休会としたいと思います。

なお、部会につきましては、それぞれの部会で開催の判断をしていただければと思います。

この件につきまして、私の提案にご意見がございましたらお願いいたします。

（特になし）

それでは、皆様のご了承をいただいたということで、7 月の全体会は休会とし、部会についてはそれぞれ開催していただくことといたします。

また、今後の状況次第で開催が必要となりましたら、改めてご案内したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、本日予定されておりました議題・連絡事項は以上でございます。